

関係団体各位

経済産業省商務・サービスグループ
消費・流通政策課

改正労働施策総合推進法等の施行によるハラスメント防止対策の強化について

昨年6月5日に公布された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号。以下「改正法」という。）により、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）が改正され、事業主に対し、職場におけるパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置が義務付けられました。また、改正法により、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）も改正され、職場におけるセクシュアルハラスメント及び妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました。

改正法及び関係指針等は、本年6月1日から施行されますので、下記にご留意の上、改正法及び関係指針等の内容について貴団体内への周知方よろしくお願ひします。

その際、特に、第1の1（2）②の望ましい取組については、小売業における顧客等からの著しい迷惑行為の状況等も踏まえ、積極的な対応を促していただくようお願いいたします。

記

第1. 職場におけるハラスメント対策の強化について

1 職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設【令和2年6月1日施行。中小事業主は令和4年3月31日まで努力義務】

- (1) 事業主に、職場におけるパワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置が義務付けられること。なお、職場におけるパワーハラスメントの内容及び事業主が雇用管理上講ずべき措置等の内容については、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）において定められていること。

(2) また、同指針においては、

① 事業主が自らの雇用する労働者以外の者（他の事業主の雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者及び労働者以外の者（個人事業主等のフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等））に対する言動に関して行うことが望ましい取組

② 事業主が他の事業主が雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関して行うことが望ましい取組

が示されており、事業主においては、2(1)の責務の趣旨を踏まえ積極的な対応をお願いしたいこと。また、①については、セクシュアルハラスメント及び妊娠、出産等に関するハラスメントも同様であること。

2 職場におけるセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化【令和2年6月1日施行】

(1) 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメント（以下「セクシュアルハラスメント等」という。）の防止のための国、事業主及び労働者の責務が明確化されること。

(2) 労働者がセクシュアルハラスメント等に関して事業主に相談したこと等を理由とした不利益取扱いが禁止されること。

(3) 事業主は、その雇用する労働者等による他の事業主の雇用する労働者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントに関し、他の事業主から事実関係の確認等の雇用管理上の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに必ずするように努めなければならないこととされること。

3 事業主について

(1) 事業主とは、事業の経営の主体をいい、個人企業にあつてはその企業主が、会社その他の法人組織にあつてはその法人そのものが事業主であること。したがって、独立行政法人、特殊法人、特別民間法人、社会福祉法人、医療法人等も事業主に該当するため、各法人におかれては、職場におけるパワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを防止するために雇用管理上講ずべき措置等について、遺漏なきよう実施いただきたいこと。

(2) 中小事業主とは、資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下であるもの及び常用労働者数が300人以下（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）であるものをいい、業種の分類については、中小企業基本法の中小企業の考え方に準拠しているため、中小企業庁のホームページを参照されたいこと。

(URL) 中小企業の定義について

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html

第2 その他

改正法及び関係省令等の周知資料を添付するので、参考とされたいこと。また、改正法及び関係省令等の詳細な内容については、厚生労働省ホームページにおいて確認されたいこと。

(添付資料)

- ・別添1 参考資料「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の概要」
- ・別添2 リーフレット「2020年(令和2年)6月1日より、大企業を対象に職場におけるハラスメント防止対策が強化されます！」

(URL)

- ・あかるい職場応援団(ハラスメント対策の総合情報サイト)
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>